三笠市商工会 平成27年1月号



# 商工会ニュース

発 行 所

三**笠市商工会** 若草町 405-9 Tm. 2-2249

ホームへ゜ーシ゛アト゛レス http://www.mks-sci.com/

#### 【平成26年度 第4回理事会開催】

去る12月5日(金)に平成26年度第4回理事会を開催致しました。 (出席者:14名) 【報告事項】

- 1. みかさ共通商品券の販売及び回収状況について(H26.9末)
- 2. 20%プレミアム付きみかさ共通商品券の販売結果について
- 3. 役職員研修の実施報告について
- 4. 第27回みかさ桂沢紅葉まつりの実施結果について
- 5. イルミネーションイベントin中央公園2015の日程及び実施内容について

以上報告されました。

#### 【審議事項】

1. 商工会員加入について 下記事業所より申込があり、加入を承認した。

事 業 所 名	代 表 者	所 在 地	業種	備考
株式会社みかさ	土屋賢太郎	岡山78番地22	飲食業	一般会員
三笠弥生郵便局	高嶋 義一	弥生町2丁目16-9	郵便局	一般会員

- 2. 給与規定の一部改正(案)について
- 3. 商工会館跡地の商工会提案
- 4. みかさ共通商品券つかみ取り等が当たる抽選券付きキャンペーン事業について
- 5. 平成27年商工会新年会の開催について
- 6. その他
  - (1) 今冬における節電等のお願いについて
  - (2) 2015新年交礼会の会券販売について

## 平成27年三笠市商工会新年会の開催中止のお知らせ

例年、三笠市民会館にて開催しております商工会新年会ですが、現在、会場の市民会館が改修工事のため使用できない状況となっております。開催に向け会場変更等を含め調整をして参りましたが、他の会場の確保が困難なことから、誠に申し訳ございませんが平成27年三笠市商工会新年会を中止とさせていただくことになりました。

### 会員数の動向

	正会員	定款会員	賛助館員	合 計
11月1日現在	208	19	1	228
12月5日現在 (理事会終了時点)	209	19	1	229

期間内内訳【加入:2件、脱退:1件】

#### 商工会事務所

年末年始の業務日程について

12月29日(月)

仕事納め(通常業務)

12月30日(火)

休館

~1月4日(日) 1月 5日(月)

仕事始め(通常業務)

今年1年間皆さまには大変お世話になり ありがとうございました。 三笠市商工会 平成27年1月号

## みかさ共通商品券が当たる抽選券付き 冬のイルミネーションイベント協賛事業の実施

市内購買意欲が低迷していることから、現金で買い物する方を対象に「みかさ共通商品券など」が当たる抽選券を配布することで、購買意欲を高めるとともに、抽選会を2月14日開催の「<u>冬のイルミネーションイベントin中央公園2015</u>」内で行うことにより、冬の賑わい創出を図ることを目的として実施します。

景品は、特賞3本「三笠共通商品券のつかみ取り」を含む全71本の総額約28万円分となっています。

#### 【抽選券配布期間】

取扱加盟店にて、お買い物金額1,000円以上毎に抽選券1枚を買い物利用者へ配布。 期間は、<u>平成27年2月1日~平成27年2月10日</u>までの10日間 ※但し、1回のお買い物金額が5万円以上を超える場合については、50枚を上限として抽 選券の配布といたします。

#### 【抽選日・抽選会場】

抽選日 平成27年2月14日(土)午後6時25分頃 (場所:三笠中央公園)

## 青年部 サンタ事業の実施

12月24日(水) Xmasイブの夜に青年部がサンタクロースとなり、三笠市内の子供たち26人のもとへ、プレゼントを届ける「サンタ事業」を実施いたしました。

2015も青年部一同、若さと行動力を活かし、商工業の発展と魅力ある地域づくりを目指して参りますので、今後とも、更なるご支援、ご協力賜りますようお願いいたします。



## 女性部 部員親睦会の開催



11月17日(月)に一年間の事業成功と参加者の慰労を込めて『太古の湯』にて参加者は11名と少人数となりましたが、次年度に向けての団結を図り親睦会を開催いたしました。

2015も福祉活動、地域発展に女性ならではの観点を取入れ、地域に根ざした活動を女性部一丸となって取組んで参りますので、皆さまの更なるご支援。ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

## 2014年度冬季節電のお願い

当商工会地域において、道商工会連合会及び北海道電力より呼びかけを受け、会員の皆さまに対しまして、昨年度同様に節電を継続いただくよう、節電の取り組みを呼びかけることにいたしました。

節電をお願いしたい期間・時間帯

節電要請期間	節電要請時間帯
12月 1日から3月31日までの平日 (12月29日〜31日/1月2日を除く)	午前8時から午後9時

節電にご協力をお願いします。

笠市商工会 平成27年1月号

## 「みかさ共通商品券」発行及び換金状況について

平成23年7月より販売開始した「みかさ共通商品券」も今年度で丸3年が経過し、市の各助成 やイベントの景品等と多岐に使用されているところでございます。平成26年11月末現在での発 行並びに換金状況についてお知らせいたします。

(単位:枚) 発行状況

発 行 目 的	H23.7∼H26.3	H26.4~H26.11.30	
幼稚園・保育所助成	82, 949	26, 236	
住宅助成等・ふるさと納税	23, 520	14, 558	
イベント景品	1, 479	328	
プレミアム商品券	12, 400	8, 400	
個人販売他	2, 576	144	
合 計	122, 924	49, 666	



#### 換金状況

	H23.7~H26.3 (単位:枚)	割合(単位:%)
会 員 (69事業所)	41, 154	35. 4%
非会員(5事業所)	75, 198	64.6%
合 計 (74事業所)	116, 352	100.0%

H26.4~H26.11 (単位:枚)	割 合 (単位:%)	
14, 187	36. 1%	
25, 145	63.9%	
39, 332	100.0%	

なお、加盟店は11月30日現在で116事業所(会員:108/非会員:8)となっており、加盟募集につ いては随時行っておりますので、加盟希望の方は商工会(2-2249)までご連絡願います。

福祉共済があなたの暮らしをまもります。補償のことなら

≪けがの補償≫



≪病気の補償≫

#### 加入年齡

満6歳~80歳継続は85歳まで

#### 月々掛金

- (6歳~65歳) • 2,000円 (シニアプラン 66歳~80歳)
- (6歳~65歳) • 3,000円
- 4.000円 11
- 1,000円 " (加入条件あり)
- ・「けが」による死亡・後遺障

#### 加入年齢

満6歳~80歳継続は80歳まで

#### 月々掛金

• 1,000円 (6歳~65歳) (シニアプラン 66歳~74歳)

(けがの補償に追加するプランで す、単独の加入はできません)

- 「病気」による入院・手術補償
- 先進地医療を補償

## 害・入院・手術・通院を補償

#### ※注意事項

全国商工会会員福祉共済の詳細については、別添「商工会の福祉共 済」のパンフレッドをご参照ください。また、申込や共済制度のお 問合せは商工会【☎2-2249】へご連絡ください。

### ≪がんの補償≫

※ご加入にあたっては商工会の会員とそ

#### 加入年齢

満6歳~74歳継続は80歳まで

#### 月々掛金

トータル「がん」

- 3.000円 (6歳~65歳)
- ・シニアプラン 6,000円 (66歳~74歳) シンプル「がん」
- (6歳~65歳) • 3,000円
- ・シニアプラン 6,000円 (66歳~74歳)
- ・「がん」診断一時金

100万円

「がん・けが・病気」による入

#### 院・手術を補償

• 先進医療を補償

※シンプル「がん」の補償に 「がん」のみの補償



三笠市商工会 平成27年1月号

#### ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 「所得税等決算・確定申告のご相談について」

\*\*\*\*\*\*

商工会では、平成26年度青色決算・申告について指導をおこなっております。

決算及び申告の期日ぎりぎりの場合、混雑が予想され充分な対応ができない恐れもありますので、各担当者とのご相談の上、正確な申告をされるようお願い致します。

また、消費税の申告については「預り金」ですので、申告は勿論無申告加算税、納税が遅延すると、延滞税の負担が大きくかかることとなりますので、24年度申告において、雑収入を含む売上高1千万円を超える方は、25年分と本年度が1千万円未満でも申告義務がありますので、担当者とご相談の上、申告・納税をおこなってください。

青色申告特別控除には10万円控除・65万円控除の2通りがあり、65万円控除を受けるには、記帳内容が厳格化されており、日々の記帳が大事であります。

しかしながら、申告のための記帳をするのではなく、自店の営業状況を正確に把握し、融資の申込み、労働保等助成等にはすべて、「貸借対照表」を腹式簿記にて記帳することが、その要件として重要です。

普段からの記帳を心がけたいものです。

商工会といたしましては、個々の確定申告については2月中に完了して、3月においては全体の最終調整にかかる準備とさせていただきたく、ご協力くださるよう宜しくお願い致します。

## 「年金所得の申告手続きの簡素化」 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得額及び復興特別所得税の確定申告が不要です。(源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます。)。

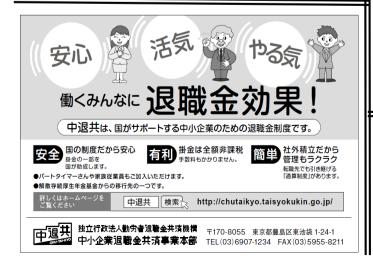
税務署への確定申告の必要がない場合であって も、住民税の申告が必要な場合があります。住民税 に関する詳しいことはお住まいの市町村にお尋ねく ださい。

申告書の作成は、ご自宅から国税庁ホームページの

### 確定申告書等作成コーナー」で

- パソコンで作成・印刷、郵送等で提出! -

※確定申告作成コーナーは1月よりご利用できます。



#### H26.4.1以降に支払われるべき 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

所得税法施行令の一部改正が行われ、交通 用具を使用している給与所得者に支給する通 勤手当の非課税限度額が、通勤距離に応じて 次のように引上げられました。

区分		課税されない金額		
	ム ガ		改正後	改正前
自等通をしる支る手動の用使て者給通当車交具用いにす勤重をはませます。		片道55km以上	31,600円	24,500円
		片道45km以上55km未満	28,000円	24,500円
	片道35km以上45km未満	24, 400円	20,900円	
	片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円	
	片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円	
	片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円	
	片道 2km以上10km未満	4,200円	4,100円	
		片道 2km未満	(全額課税)	同左

- 1 この改正後の非課税限度額は、平成26年4月1日以降に支払 われるべき通勤手当(同日以後の通勤手当の差額支給分を含 みます。)について適用されます。
- 2 既に支払われた通勤手当のうち、課税対象となっていた金額について、新たに非課税とされる部分の金額が生じることにより過納となる税額の精算は、<u>本年の年末調整の際に行う</u>こととなります。

